

4 県立学校プール開放実施細則

第1条（趣旨）

この細則は、県立学校体育施設開放事業実施要領に基づき、県立学校プール開放の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条（プール開放に当たって）

従来の県立学校体育施設開放事業に加えて、新たにプールを開放する時は、事前に埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）と協議するものとする。

2 プール開放校は、各学校の実状に応じて、プール開放利用規程を作成し、教育委員会に提出するものとする。

第3条（開放日及び開放時間）

開放日は開放期間内のうち、学校教育に支障のない日とする。

2 開放時間は、1回3時間程度とし、時間帯については校長が定める。

第4条（監視員の配置）

プール開放においては、実施要領第2条「管理指導員」を「監視員」と読み替えて適用するものとする。

2 開放時の監視員は、原則として3名以上を配置するものとする。

第5条（監視員の業務）

監視員は次の業務を行うこととする。

- (1) 入場の際、プール利用者名簿（様式第8号）に氏名を記入させる
- (2) 利用者に対して適正な利用の指導・監視を行う
- (3) 水温・気温の測定を行う
- (4) 水質検査を行う（遊離残留塩素は、0.4mg/ℓ～1.0mg/ℓ以下）
- (5) 緊急時の連絡等を行う
- (6) プール管理指導日誌（様式第11号）の記入を行う
- (7) その他、プール開放における必要な業務を行う

第6条（利用者の範囲）

要領第3条に定める利用を許可された団体及び個人とする。

2 個人での利用の場合は、原則として中学生以上の者を対象とする。ただし、小学生以下の場合には、保護者が付添うものとする。

第7条（プール利用者心得）

利用者は、次の各項目を遵守すること。

- (1) 利用時は、必ず登録証（個人利用カード）（様式第4号）を監視員に提示し、プール利用者名簿〔様式8号〕の記入を行うこと
- (2) 利用許可を受けた施設以外は、立ち入らないこと
- (3) プール施設内においては、常に整理整頓に留意し、丁寧に利用すること
- (4) 施設設備・用具等を損傷した場合は必ず監視員に報告し、その指示を受けること
- (5) 入退場の際には、必ず個人利用者名簿に氏名などを記入すること
- (6) 各自の持ち物（衣服、履物等）や貴重品については、各自で管理すること
- (7) 準備運動などを十分に行い、負傷などの事故が起こらないよう注意すること
- (8) 事故が起きた場合は、監視員に速やかに連絡すること
- (9) 飛び込みは、いかなる場合も禁止する
- (10) 水着は、極力競泳用のものとし、スイミングキャップをかぶること

- (11) プール施設内での飲食はしないこと
- (12) 学校敷地内では、喫煙しないこと
- (13) 指定された場所以外には、自動車・バイク・自転車等を乗り入れ、又は駐車しないこと
- (14) その他監視員の指示には、速やかに従うこと

第8条（利用の禁止）

次の者については、利用を禁止する。

- (1) 病気のため、プールの利用に適さない者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 他人に迷惑となる行為をしたり、危険な利用行為をする恐れのある者
- (4) 監視員の指示に従わない者
- (5) 泳ぎを目的としない者
- (6) その他校長が不相当と認めた者

第9条（その他）

開放事務にあたっては、この細則に定めるもののほか、県立学校体育施設開放事業実施細則第3条に定める事務を行うものとする。この場合において、「管理指導員」とあるのは「監視員」と読み替えて適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 3 この細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 4 この細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 5 この細則は、平成31年4月1日から施行する。